

# 不発弾処理マニュアル

薩摩川内市

平成26年3月

## 1 目的

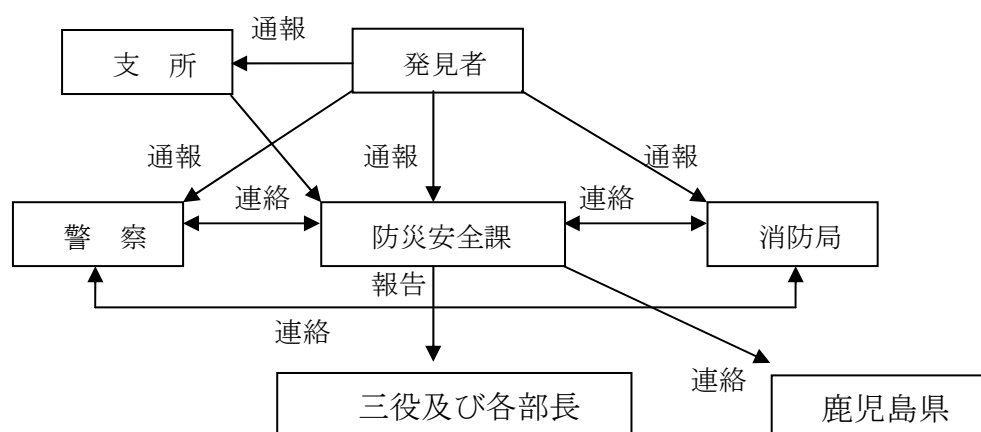
このマニュアルは、市内において不発弾が発見され、これに対して本市が取り組むべき事項を示し、速やかな初動体制の確立、整備を図ることにより、災害の発生を防止し、または市民の生命、身体及び財産への被害の最小化を図ることを目的とする。

## 2 陸上において偶発的に発見した不発弾の処理対策（現地処理の必要がある場合）

### (1) 連絡の窓口等

- ① 工事現場等から偶発的に発見され、処理作業に関する対応については、防災安全課を窓口とする。
- ② 防災安全課は、薩摩川内警察署及び消防局へ連絡する。（薩摩川内警察署及び消防局に通報があった場合もお互い連絡する。）
- ③ 薩摩川内警察署が現地調査を実施する場合は防災安全課は立会うものとし、状況により、災害発生に備え、消防局へ消防隊の派遣を依頼する。

### ○ 発見時における連絡体制図



- |              |            |                 |
|--------------|------------|-----------------|
| ※ 薩摩川内警察署の窓口 | 生活安全刑事課環境係 | Tel20-0110      |
| ※ 消防局の窓口     | 警防課警防救急係   | Tel22-0119      |
| ※ 県庁の窓口      | 消防保安課保安係   | Tel099-286-2262 |

### (2) 処理対応

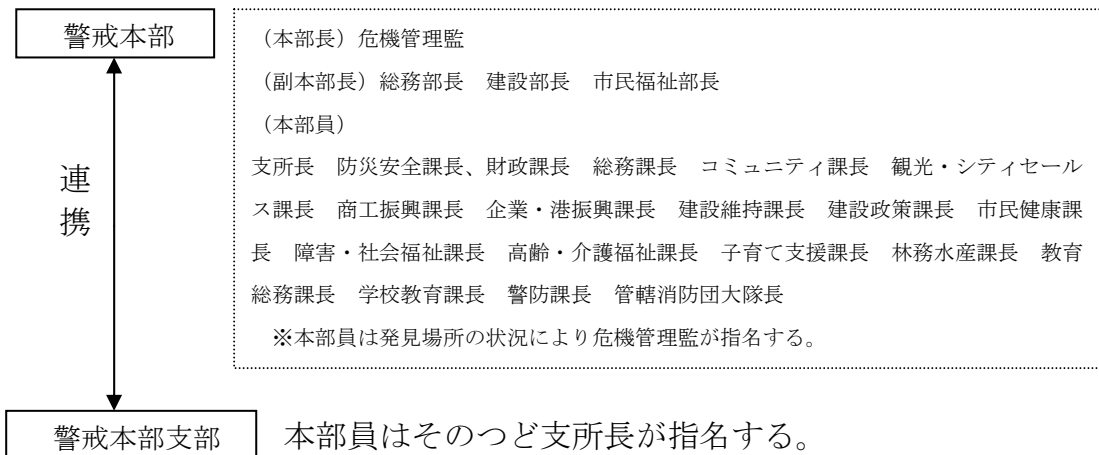
不発弾の処理の対応については、不発弾そのものの除去と処理は、国（自衛隊）の責務によって実施されるが、処理にいたるまでの埋没地の掘削、周辺構築物の除去、保護、市民の安全対策等の対応については、一般的に市町村の責務とされている。偶発的に発見された不発弾の処理については、県警察の立会いのもと自衛隊が行う。

ただし、処理作業に伴い爆発のおそれがあり、住民避難等の対応が必要な場合については、自衛隊と本市との役割分担を事前に確認するため、両者との間で協定を締結する。（処理日や安全対策等が決定した日から遅滞なく締結する。）

なお、自衛隊に対し不発弾処理要請は鹿児島県警察本部長が行う。

(3) 市不発弾警戒本部及び支部の設置

- ① 不発弾が発見され、現地処理の必要があるとされたときは、危機管理監を本部長として市不発弾警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。なお、支所管内における発見の場合は、支所長を支部長とする警戒本部支部を設置し、警戒本部と情報共有を図る。



- ② 警戒本部は次の事項を所掌する。

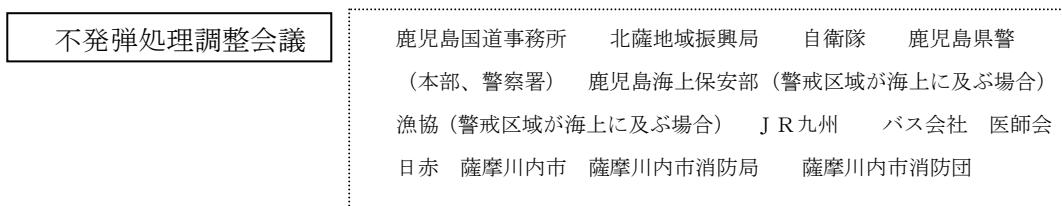
- ア 処理までの警戒体制
- イ 避難計画及び避難所の指定
- ウ 災害時要援護者等の避難対策
- エ 自衛隊との協定の締結
- オ 現地対策本部の設置場所
- カ 住民広報（地区コミ、自治会長、企業等を含む。）
- キ マスコミ対応
- ケ その他不発弾処理に必要な事項

※ 防災安全課は、以上を踏まえ「不発弾処理実施計画書」を作成する。

- ③ 警戒本部支部は、警戒本部が実施する不発弾処理に関する対策に対し、連携を図り協力する。

(4) 不発弾処理調整会議

- ① 市は、爆発のおそれがあり処理を必要とする場合、自衛隊及び警察、交通機関等の関係機関等による不発弾処理調整会議を開催するものとする。

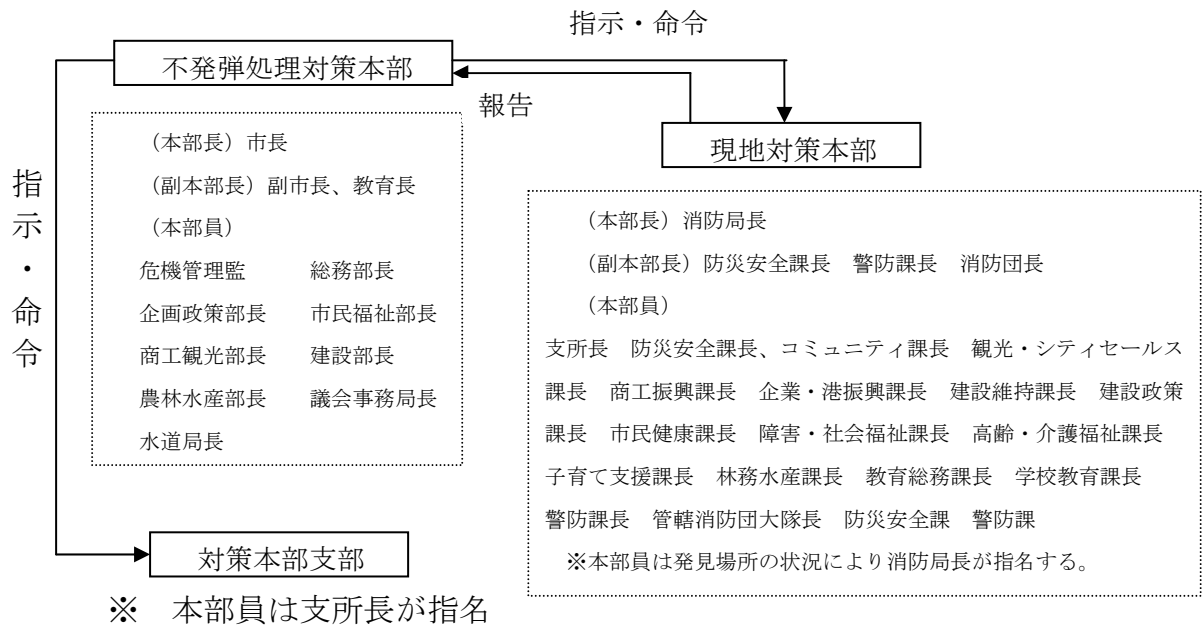


② 不発弾処理調整会議は次の事項を協議する。

- ア 不発弾の処理日時に関すること
- イ 防護壁の構築方法に関すること
- ウ 警戒区域の範囲に関すること
- エ 交通規制に関すること
- オ 交通機関の規制に関すること
- カ その他不発弾処理に必要な事項

(5) 市不発弾処理対策本部及び市不発弾処理対策本部支部、現地対策本部の設置

- ① 市長を本部長とし、不発弾処理に伴う住民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、不発弾処理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
- ② 対策本部は、自衛隊による処理日時、処理方法等が決定した後に設置し、自衛隊による不発弾の信管処理が無事終了し、安全が確認されたときに廃止する。
- ③ 対策本部を設置したときは、不発弾を管轄する支所に支所長を本部長とする対策本部支部を設置する。
- ④ 現地対策本部は消防局長を本部長とし、処理日の前日に処理をする地点の直近の自治会館等適当な場所に設置する。
- ⑤ 対策本部及び現地対策本部の組織及び構成は次のとおりとする。



⑤ 対策本部は次の事項を所掌する。

- ア 不発弾処理実施計画書の承認
- イ 警戒区域の設定及び維持の決定
- ウ 不発弾処理調整会議の内容の確認
- エ その他不発弾処理に必要な事項

- ⑥ 現地対策本部は次の事項を所掌する
  - ア 避難指示の発令・解除及び広報
  - イ 市民の避難誘導
  - ウ 残留者の確認（警察と連携し実施）
  - エ 交通規制の実施（関係機関と連携し実施）
  - オ 交通機関の規制の実施（関係機関と連携し実施）
  - カ 避難所に関する事項
  - キ 爆発等不測の事態への対応
  - ク その他不発弾処理に必要な事項

(6) 本市と自衛隊との協定の内容

- ① 自衛隊が実施する作業の範囲（不発弾等の信管除去及び運搬等）
- ② 本市が行う安全管理の対応（処理作業に伴い実施する住民避難等）
- ③ 不発弾処理を実施する期間等
- ④ その他処理に際して必要な事項

【参考】

昭和33年7月4日付 4省庁事務次官通達の概要（防衛、警察、自治、通産）

- 不発弾処理は、自衛隊が実施する。
- 都道府県警察は、不発弾を発見し、発見の届出を受けた時は、自衛隊に処理を要請し、処理完了までの間、公共の安全のために必要な警戒措置をとる。
- 不発弾の処理に関しては、公共の安全を図る見地から、自衛隊及び都道府県の関係機関は相互協力をする。

(7) 警戒区域の設定

市長は、不発弾処理に伴い、住民等の生命と安全を確保するため、災害対策基本法第63条に基づく「警戒区域」を設定し、全ての市民等及び車両等の退去させ立入を規制する。なお、実施責任者は現地対策本部長とする。

(8) 避難等の実施

市長は、不発弾処理実施計画書に基づき、次のより市民等を避難させる。なお、実施責任者は、現地対策本部長とする。

- ① 避難誘導班の配置
- ② 住民等への避難広報の実施
- ③ 避難所の開設と運営
- ④ 避難車両の準備

(9) 情報の伝達

市長は、必要な情報の収集に努めるとともに、これらの情報を関係する機関等へ伝達する。実施責任者は危機管理監とする。

- ① 不発弾処理作業の進行状況
- ② 避難所における避難者の状況
- ③ 交通機関停止及び道路交通規制等の実施状況
- ④ 駅等における乗客の滞留状況
- ⑤ その他必要な情報

※ 関係する機関等は、県庁、国道事務所、地区コミ、自治会、避難者、公共交通機関、マスコミ等

(10) 報道対応等

市長は、取材報道機関に対し、随時状況を説明する。実施責任者は広報室長とする。

3 海上で不発弾等が発見された場合の対応

海上における機雷その他の火薬類の除去及び処理については、自衛隊法第99条に基づき海上自衛隊が行うことと定められているが、処理に伴う危険区域の範囲が陸上に及ぶ場合は、陸上における不発弾処理を準用する。

なお、市は海上保安部及び漁協に情報提供を行う。

## 不発弾処理対策 チェックリスト

<p>1. 処理日の前々日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理方法、日時等</li> <li>・ 避難区域及び避難者数の把握</li> <li>・ 避難所の指定</li> <li>・ 避難対象地域内の商業施設等への周知</li> <li>・ 避難経路の確認</li> <li>・ 関係課、消防局と災害時要援護者避難に関する調整（高齢者、障害者、入院者等）</li> <li>・ 要員の確保、要員への要領説明</li> <li>・ 不発弾処理実施計画の策定、体制の確立</li> <li>・ 交通規制箇所の決定（警察）</li> <li>・ 自主防災組織及び自治会等への協力依頼</li> <li>・ 事前広報、チラシ等の作成</li> <li>・ 全戸訪問及びチラシ配布</li> <li>・ 医師会等との連絡調整</li> <li>・ （避難区域が海にかかる場合）海上保安庁、漁協との調整</li> <li>・ バス、鉄道会社等（脚注参照）とのダイヤに関する調整</li> </ul>						
<p>2. 処理日の前々日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報車両・消防車両・防災行政無線による住民への広報</li> <li>・ 交通規制の事前予告</li> <li>・ 各課との最終打合せ</li> <li>・ 関係機関との事前打合せ</li> </ul>						
<p>3. 処理日の前日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地対策部の設営（機材搬入、機器テスト等）</li> <li>・ 現地対策本部会議</li> <li>・ 各要員の現場打合せ</li> <li>・ 要員配置場所等の確認</li> <li>・ 広報車両・消防車両・防災行政無線による住民への広報</li> </ul>						
<p>4. 処理日</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="344 1339 550 1682" style="width: 20%; text-align: center;">(処理開始前)</td> <td data-bbox="550 1339 1337 1682"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の開設</li> <li>・ 現地対策本部の設置</li> <li>・ 避難指示の発令、広報</li> <li>・ 交通規制の開始</li> <li>・ 現地対策本部の機材、機器の最終確認</li> <li>・ 対象地域内の残留者確認</li> <li>・ 各要員の事前対応完了確認</li> <li>・ 避難所における避難所対応</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1682 550 1809" style="text-align: center;">(処理中)</td> <td data-bbox="550 1682 1337 1809"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通規制</li> <li>・ 避難所の運営</li> <li>・ 現場警戒待機・救急救護</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1809 550 1942" style="text-align: center;">(処理後)</td> <td data-bbox="550 1809 1337 1942"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示の解除、広報</li> <li>・ 交通規制の解除</li> <li>・ 避難所の閉鎖</li> </ul> </td> </tr> </table>	(処理開始前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の開設</li> <li>・ 現地対策本部の設置</li> <li>・ 避難指示の発令、広報</li> <li>・ 交通規制の開始</li> <li>・ 現地対策本部の機材、機器の最終確認</li> <li>・ 対象地域内の残留者確認</li> <li>・ 各要員の事前対応完了確認</li> <li>・ 避難所における避難所対応</li> </ul>	(処理中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通規制</li> <li>・ 避難所の運営</li> <li>・ 現場警戒待機・救急救護</li> </ul>	(処理後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示の解除、広報</li> <li>・ 交通規制の解除</li> <li>・ 避難所の閉鎖</li> </ul>
(処理開始前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の開設</li> <li>・ 現地対策本部の設置</li> <li>・ 避難指示の発令、広報</li> <li>・ 交通規制の開始</li> <li>・ 現地対策本部の機材、機器の最終確認</li> <li>・ 対象地域内の残留者確認</li> <li>・ 各要員の事前対応完了確認</li> <li>・ 避難所における避難所対応</li> </ul>						
(処理中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通規制</li> <li>・ 避難所の運営</li> <li>・ 現場警戒待機・救急救護</li> </ul>						
(処理後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示の解除、広報</li> <li>・ 交通規制の解除</li> <li>・ 避難所の閉鎖</li> </ul>						

## 不発弾処理に関する事務分掌

担当課	事務分掌	事務内容詳細
防災安全課	①不発弾処理工事に関する事 ②関係機関（国・県・警察）との連携に関する事 ③公共機関等との連絡に関する事 ④市立幼稚園等との連絡に関する事 ⑤全般的な事務処理に関する事 ⑥対策要員の動員及び配置に関する事 ⑦不発弾処理対策本部の庶務に関する事	①対策本部会議の開催 ②各担当課との連絡調整 ③国・県・警察・自衛隊等との連絡調整 ④市立幼稚園等との連絡調整 ⑤土嚢、警備員等の必要資器材、人材手配 ⑥各対策部への必要な人員の配置
コミュニティ課	①地区コミ、自治会への連絡調整	①地元自治会との連絡調整 ②地元自治会長への周知方等依頼
広報室	①住民及び報道機関への広報に関する事	①住民及び報道機関への広報（記者クラブ） ②避難対象区域への配布チラシの作成（関係課との連携を図る） ④報道機関への広報原案作成 ③広報車による広報 ④広報記録の作成
財政課	①予算措置に関する事	①土のう、防護壁の設置等に係る経費支弁 ②特定処理事業交付金請求
建設維持課 建設政策課	①不発弾処理工事に関する事 ②道路監視に関する事 ③交通規制計画に関する事	①警察が交通規制計画を作成する際の事前協議 ②避難対象区域の市道の監視 ③土のう、防護壁の設計
建築住宅課	①市営住宅への連絡に関する事	①市営住宅入居者への連絡
障害・社会福祉課	①障害者等の避難対策に関する事 ②社会福祉施設等の避難対策に関する事	①障害者の把握及び避難計画作成 ②社会福祉施設入所者の確認及び移送計画の作成
子育て支援課	①保育園等の避難対策に関する事	①避難区域内に通学区域がある保稚園等の園児の登下校時の安全確保 ②園児の避難の把握
高齢・介護福祉課	①高齢者、寝たきり老人等の避難対策に関する事 ②高齢者福祉施設等の避難対策に関する事	①高齢者・寝たきり老人等の把握及び避難計画作成 ②高齢者福祉施設入所者の確認及び移送計画の作成
市民健康課	①病院等の避難対策に関する事 ②医師会との連絡調整に関する事	①入院患者の把握及び移送計画 ③緊急事態の際の医師会との連携の確認
観光・シティセールス課 商工振興課 企業・港振興課	①商業施設、観光施設、企業等への連絡に関する事	①避難対象区域にある商業・観光施設、企業等に対し処理日等について連絡



商工振興課	①公共交通機関等への連絡に関すること	①JR、コミュニティバス等に対し、処理日当日の運行計画の協議 ②事前の広報
消防局警防課	①現地对策本部（現場指揮本部）の設置に関すること ②地区民の安全確保計画に関すること ③地区民の避難誘導に関すること ④災害時要援護者の移送に関すること	①現地对策本部（現場指揮本部）の運営 ②避難対象住民への事前広報など ③災害時要援護者の避難にあたり障害・社会福祉課等と協議 ④処理日当日の全戸避難確認（警察との連携） ⑤車両による避難広報 ⑥不発弾処理時の非常事態に備え待機（医師会との連携）
消防団	①地区民の安全確保計画に関すること ②地区民の避難誘導に関すること ③災害時要援護者の移送に関すること	①避難対象住民への事前広報等 ②処理日当日の全戸避難確認 ③車両による避難広報
詰所長等	①避難所の開設及び運用に関すること	①避難所管理者への開設日時等の連絡 ②避難所の開設 ③避難所で体調を崩したものの応急対策及び避難者への対応
議事調査課	①議員への情報提供	①議員に対して情報を提供
教育総務課	①公立の幼稚園、小学校、中学校の施設・設備に関すること	①幼稚園、学校の施設・設備の安全対策
学校教育課	①公立の幼稚園、小学校、中学校における安全確保に関すること	①避難区域内に通学区域がある幼稚園、学校の臨時休業や再開に関する連絡・調整 ②園児等の避難状況の把握 ③園児等の登下校時の安全確保

【参考】

○ 自衛隊との協定書（例）

不発弾処理の対応に当たっては、不発弾の信管除去等安全措置を行う自衛隊と市町村長が協定を締結するのが慣行となっている。

不発弾処理に関する協定書

鹿児島県薩摩川内市〇〇町〇〇番地において発見された不発弾〇発の処理作業の実施について、陸上自衛隊西部方面隊後方支援隊長（以下「甲」という。）と薩摩川内市長（以下「乙」という。）との間で次のとおり取り決める。

（甲の実施する事項）

第1条 甲の実施する事項は次のとおりとする。

- (1) 信管除去等の安全処理
- (2) 不発弾及び信管の運搬並びに処分

（乙の実施する事項）

第2条 乙の実施する事項は次のとおりとする。

- (1) 付近住民等の避難圏域の決定
- (2) 処理作業に伴い発生する付近住民等に関する諸問題の折衝、処理
- (3) 危険防止に関する甲の要求事項の関係者等への周知徹底
- (4) 警察署、消防局、公共企業体との調整を行う薩摩川内市不発弾処理対策本部との連絡調整、ただし、技術的助言は甲が行う。

（処理期日）

第3条 不発弾処理の実施期日は、平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。

（適用期間）

第4条 この協定書の適用期間は、協定締結の日から不発弾処理作業が終了し、甲が撤収を完了する日までとする。

（その他）

第5条 天候、災害その他の事由により処理できない場合は、甲・乙協議のうえ再協定するものとする。

- 2 本協定に定めのない事項は及び本協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲・乙協議して解決するものとする。

以上のとおり相互に確認し、ここに協定書正本2通を作成のうえ各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 陸上自衛隊  
西部方面隊後方支援隊長 ○ ○ ○ ○

乙 薩摩川内市長 岩切秀雄

【参考】

○ 平成19年神戸市が実施した不発弾処理の流れ

平成19年

- |      |        |  |
|------|--------|--|
| 2月6日 | 14時ごろ  | マンション建設予定地で不発弾発見   |
|      | 15時40分 | 市は警察からの通報で覚知   |
|      | 16時30分 | 市は自衛隊に不発弾状況確認を要請   |
|      | 16時30分 | 神戸市事故警戒本部設置  |
|      | 17時30分 | 自衛隊到着、信管あり爆発のおそれがあることが判明   |
|      | 20時ごろ  | 現場に警備員配置（マンション工事会社負担）  |
|      | 20時40分 | 記者クラブへ情報提供   |
|      | 21時30分 | 消防車両等で周辺住民へ広報開始  |
| 2月7日 | 9時00分  | ○第1回事故警戒本部会議<br>＜協議事項＞<br>・不発弾の現状<br>・今後の対応                        |
|      | 13時30分 | ○第1回不発弾処理関係機関連絡調整会議<br>＜協議事項＞<br>・処理日、安全対策<br>・避難区域は、市、自衛隊、警察で協議する |

- 記者クラブへ情報提供
- 2月8日 9時00分 ○第2回事故警戒本部会議  
 <協議事項>
  - ・記者クラブ提供資料
  - ・不発弾処理に関する任務分担
- 2月9日 9時00分 ○第3回事故対策本部会議  
 <協議事項>
  - ・不発弾の現状及び対応方針
  - ・今後の対応について意見交換
- 〃 午前中 ○市と自衛隊と処理方針の協議
  - ・処理日が3月4日
  - ・避難範囲は300m
 } 市長了承
- 2月10日 ○「不発弾処理に伴う準備工事のお知らせ」チラシを  
 周辺住民宅を訪問し、配布・説明
- 2月13日 10時00分 ○第1回不発弾処理関係機関全体会議  
 <協議事項>
  - ・処理日、処理方法
  - ・避難区域
  - ・市長を本部長とする神戸市不発弾処理対策本部設置
- 〃 ○不発弾処理実施計画作成に着手
- 2月26日 ○自衛隊と協定締結
- 〃 10時00分 ○第2回不発弾処理関係機関全体会議  
 <協議事項>
  - ・不発弾処理実施計画の承認
 ○記者クラブへ資料提供
- 3月4日 7時28分 ○不発弾処理現地対策本部設置
- 8時00分 ○住民避難開始
- 8時30分 ○交通規制開始
- 9時36分 ○自衛隊作業開始
- 13時45分 ○自衛隊作業終了 安全化宣言